○国土交通省告示第八百七十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1188	騒音防止装置　いすゞH13－F855	いすゞ　ＳＱＧ－ＮＪＲ85＊＊、いすゞ　ＳＱＧ－ＮＫＲ85＊＊、いすゞ　ＳＱＧ－ＮＬＲ85＊＊、いすゞ　ＳＱＧ－ＮＭＲ85＊＊、いすゞ　ＳＱＧ－ＮＰＲ85＊＊、ニッサン　ＳＱＧ－ＡＪＲ85＊＊、ニッサン　ＳＱＧ－ＡＫＲ85＊＊、ニッサン　ＳＱＧ－ＡＬＲ85＊＊、ニッサン　ＳＱＧ－ＡＭＲ85＊＊、ニッサン　ＳＱＧ－ＡＰＲ85＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊎G－2313	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞH22－ＩＤＣ－４ＪＪ12	〃	〃

○国土交通省告示第八百七十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1139	騒音防止装置　いすゞH10－K346	いすゞ　ＬＰＧ－ＬＶ234＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊎N－1140	騒音防止装置　いすゞH10－K347	〃	〃
㊎G－2165	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞH21－ＩＤＣ－６ＨＫ１ＴＣＣ	〃	〃
㊎G－2166	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞH21－ＩＤＣ－６ＨＫ１ＴＣＳ	〃	〃

○国土交通省告示第八百七十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1144	騒音防止装置　日野　H10－K346	日野　ＬＰＧ－ＫＶ234＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊎N－1145	騒音防止装置　日野　H10－K347	〃	〃
㊎G－2169	一酸化炭素等発散防止装置　日野　H21－ＩＤＣ－６ＨＫ１ＴＣＣ	〃	〃
㊎G－2170	一酸化炭素等発散防止装置　日野　H21－ＩＤＣ－６ＨＫ１ＴＣＳ	〃	〃

○国土交通省告示第八百七十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1214	騒音防止装置　トヨタ01－ＸＺＵ282K	トヨタ　ＴＫＧ－ＸＺＵ282K	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2328	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－２ＡＲ－ＦＸＥ	ダイハツ　ＤＡＡ－ＡＶＶ50Ｎ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2363	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＥＳＨ－ＬＤＡ１	ＬＤＡ－ＫＥ２ＦＷ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第八百七十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎